

## 蒲郡市地域集会施設建設等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における連帯意識の育成を図るため、地域住民組織である総代区又は常会（駐在区）が行う集会施設の新築、増築、改造、修繕、冷暖房器具の設置及び耐震診断等（以下「新築等」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において蒲郡市地域集会施設建設等事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業費及び補助率)

第2条 補助の対象となる事業費（以下「補助対象事業費」という。）及び補助率は、次のとおりとする。

(1) 補助対象事業費

補助対象事業費は、集会施設の敷地の築造及び整備に要する経費を除く事業費であって、その事業費が30万円以上（次のイに定める集会施設のバリアフリー化（集会施設の入出口等をバリアフリー化するものに限る。以下同じ。）に伴う整備及び防災対象物品の取替えは5万円以上、ウの冷暖房器具の設置は10万円以上、エの耐震診断等は3万円以上）の新築等に係るものとし、その限度額は、次のとおりとする。

ア 新築（集会施設のバリアフリー化に伴う一部外構築造を含む。）

補助対象事業を行う地区の所属世帯数	補助対象事業費限度額
200世帯以下	1,300万円
300世帯以下	1,500万円
400世帯以下	1,800万円
500世帯以下	2,000万円
800世帯以下	2,200万円
801世帯以上	2,500万円

世帯数の算定は、補助対象事業の申請のあった月の前月の1日現在の当該地区の世帯数とする。

イ 増築、改造（集会施設のバリアフリー化に伴う一部外構整備を含む。）、修繕（畳の表替え、障子・襖の張り替え及びカーテンの取替え等単なる維持修繕は除く。ただし、消防法（昭和23年法律第186号）第4条の規定による立入検査の結果、同法第8条の3第1項に規定する防災対象物品を、同条第2項に規定する表示を附したものに限り取り替える場合は、この限りでない。）

補助対象事業費限度額 1,100万円

ウ 冷暖房器具の設置（扇風機、石油ストーブ、温風ヒーター等簡易な冷暖房器具の購入に要する経費は除く。）

補助対象事業費限度額 200万円

エ 耐震診断等（昭和56年5月31日以前に着工されたものに限る。）

補助対象事業費限度額 142万円

(2) 補助率

補助対象事業費の額の100分の45以内（1,000円未満の端数は切り捨てる。）

(交付)

第3条 補助金の交付は、補助金の額が確定した後に行うものとする。

2 補助金額が100万円を超える場合で、補助対象者が補助金の前金払を申し出たときは、補助金額の2分の1以内を補助事業完了前に支払うことができるものとする。ただし、10万円未満の端数は切り捨てて支払うものとする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年8月1日から施行する。
- 2 改正後の蒲郡市地域集会施設建設等事業費補助金交付要綱は、平成8年4月1日以後に交付決定を行う補助事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。